相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市東宮町五三番地、最後の住所茨木市沢良宜東町六番一一号
被相続人　亡　小林　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十五日
大阪市北区西天満四丁目一二番一五号重光ビル八階　相続財産管理人　笹原　滋功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町浅野二六二八番地
一、最後の住所香川県高松市香川町浅野二六二八番地一　被相続人　亡　横川　武弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十五日
香川県高松市内町一番六号　弁護士　小林　正則
相続財産管理人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市南土居町三九五番地、最後の住所愛媛県松山市南土居町四三〇番地
被相続人　亡　好永　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月二十五日
愛媛県松山市下伊台町五二六番地四二
相続財産管理人　木原　道雄

無縁墳墓等改葬公告

南昌院墓地整理のため無縁墳墓等について改葬を行うことになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十一月二十五日
岡山県笠岡市笠岡六〇〇二番地
一、墳墓等所在地　南昌院墓地
一、墳墓等の名称　南昌院墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　笠岡市用之江二〇五七―五　三好和夫、住所不詳　佐々井裕、広島市安芸区瀬野川町中野七六七七　富士野清子、備前市東片上六四四―八　浅野活女、大阪市北区中之島三丁目五―一九　山崎満夫、真庭郡八束村富掛田六二二―一二　坂本市太、福山市南蔵王町二―二二　川崎憲一、笠岡市笠岡二〇九〇　藤原ヒサ、岡山市古松四九五　森田昌之、福山市神辺町上御領七九七　重政由人、笠岡市春日台三七七　阿部喜三郎、笠岡市生江浜一高橋玄一
一、改葬を行おうとする者　岡山県笠岡市笠岡六〇〇二番地　宗教法人南昌院　代表役員（住職）　金山　真澄

無縁墳墓等改葬公告

老朽化した連結式墓石を改修するため、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十一月二十五日
一、墳墓等所在地　宮崎県宮崎市大字跡江一九五番地一ほか
一、墳墓等の名称　中央墓地
一、使用者の氏名　九列二四号　久米田正人、九列二五号　日高マサノ、九列三五号　原田久實（建立）、九列三九号　杉田敬一、九列四〇号　杉田秀憲、七列二八号　椎孝之、六列三四号　仁田脇義雄、五列二九号　日高三男（建立）、五列三〇号　日高正彦、五列三一号　日高強（建立）、四列七号　三輪光男、四列一六号　湯地次夫（建立）、三列一〇号　湯地寅平（建立）、二列二八号　坂本和久（建立）
一、墳墓等所在地　宮崎県宮崎市大字跡江一一三一五番地一
一、墳墓等の名称　松無田墓地
一、使用者の氏名　二号　長友政人（建立）
一、墳墓等所在地　宮崎県宮崎市大字跡江一一六一番地ほか
一、墳墓等の名称　寺前墓地
一、使用者の氏名　一三号　徳地正雄（建立）
一、改葬を行おうとする者　宮崎県宮崎市大字跡江一一七六番地二　宮崎県宮崎市跡江共同墓地管理組合　組合長　加藤　由明

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成21年11月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(9)2531　③代表取締役　生江隆之　④東京都新宿区西新宿六丁目24番１号　廃止した従たる事務所　兵庫県西宮市南越木岩町６番７号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿六丁目24番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　生江隆之

①株式会社コスモテック　②東京都知事(4)72279　③代表取締役　松尾正　④東京都西東京市ひばりが丘北三丁目５番22号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都西東京市ひばりが丘北三丁目５番22号　株式会社コスモテック　代表取締役　松尾正

①株式会社白井工業所　②新潟県知事(2)4292　③代表取締役　白井信幸　④新潟県長岡市稲古町1664番地　⑤1000万円　⑥新潟県知事　⑦新潟県長岡市稲古町1664番地　株式会社白井工業所　代表取締役　白井信幸

①刀祢建設株式会社　②石川県知事(3)3276　③代表取締役　刀祢利雄　④石川県輪島市町野町西時国鳥毛43番１地　⑤1000万円　⑥石川県知事　⑦石川県輪島市町野町西時国鳥毛43番１地　刀祢建設株式会社　代表取締役　刀祢利雄

①ダイケンホーム株式会社　②国土交通大臣(2)6099　③代表取締役　加藤猛雄　④大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号　⑤1500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号　ダイケンホーム＆サービス株式会社　代表取締役　笠健二

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成21年11月25日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
社団法人不動産保証協会

平21不保1003	株式会社ユニダック	代表取締役　佐藤美和	北海道札幌市白石区北郷２条１―５―22　1000万円
平21不保1004	有限会社ミナミ不動産	代表取締役　野田和男	北海道札幌市西区西野１条５―１―16　〃

北海道知事石狩(4)5862	北海道札幌市白石区北郷２条１―５―22	1000万円
北海道知事石狩(2)6736	北海道札幌市西区西野１条５―１―16	〃